関係資料

【平常時の準備】

- 1 建設候補地敷地概要調書
- 2 建設協力団体との協定

【初動/建設に向けた準備】

- 3 建設協力団体への建設可能戸数照会
- 4 市町の建設要望戸数の確認
- 5 建設戸数の決定通知
- 6 建設協力団体への建設協力要請
- 7 工事事業者との契約(リースの場合)
- 8 工事事業者との契約(買取の場合)
- 9 必要となる手続き

【建設工事】

10 応急仮設住宅工事監理·検査要領

【参考事例】

- 11 平成 30 年 7 月豪雨災害 図面
- 12 平成30年7月豪雨災害 事務フロー

建設候補地敷地概要調書

敷地概要調書

市町名:

	<u>市町名:</u>						
項目		記載内容		調査方法の例			
①基本情報							
番号/	′施設名						
地名地	2番 ●●	町●●番●●号		土地台帳、課税台帳			
敷地面	i積 ●●	$ m m^2$		土地台帳、課税台帳、図上計測			
想定建	:設戸数 ●●:	戸(駐車場●●%確保)		配置計画図の作成結果			
	6 坪	(1(D)K)●戸, 9 坪(2(D)K)●	戸12 坪(3K)●戸				
想定利	」用者数 ●●.	人		6 坪(1(D)K)●戸×1.5 人			
				9 坪(2(D)K)●戸×3.5 人			
				12 坪(3K)●戸×6 人			
敷地概	接図						

	配置計画図の有無	有:無	配置計画図の作成結果
	土地所有者名	国有地・県有地・市町村有地・民有地	土地台帳、課税台帳
		(公有地の場合は管理部局も記載)	
	(民有地の場合)	名義/●●	名義:課税台帳
		協定書等の契約/有・無	
		契約条件/有償·無償	
		2 年以上の使用/可・否/	
		可の場合の借用期間 ●年	
	(農地の場合)	要・不要	農業部局に確認
	転用手続きの有無		
	必要な施設	集会所/談話室/福祉仮設住宅/サポートセンター	機能や附帯施設の想定
		受水槽/浄化槽/ゴミ置き場/その他()	関係課に確認
	建設時に必要な手	土壌汚染対策法/要・不要	関係課に確認
	建設時に必要な子 続き	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
	ווּשְׁנוֹ כֹּ	(建設リサイクル法)/要・不要	
②周辺環境	の状況		
	災害での被害想定	(洪水·内水·高潮·津波·火山等)	ハザードマップ等の確認
	区域	区域外・区域内(災害の種類)	
	資材搬入経路	(幹線道路からの道路幅員) ●∼●m	図上測定、現地確認
	土砂災害警戒区域	指定有·指定無	指定区域図で確認
安全性	の指定		
女王庄	急傾斜地崩壊危険	指定有·指定無	指定区域図で確認
	区域の指定		
	崖地の有無	(隣接地における崖地) 有・無	現地確認
	危険物	(ガスタンク・危険物倉庫等近隣にないか)	現地確認
		有·無	
	悪臭,振動,騒音	良·悪	現地確認・環境部局等に確認
	(鉄道·幹線道路)		
住環境	日当たり	良·悪	現地確認
	夜間の敷地までの	(夜間街路灯の状況) 良・悪	現地確認
	経路		
	駅・バス停までの	約●km ●●分	図上計測 80m=1 分
	徒歩での所要時間		
	電車・バス	有·無 1 日運行本数●本	時刻表等を確認
	医療施設	有・無 有の場合は●km	地図等で確認
	商店街・スーパー	有・無 有の場合は●km	地図等で確認
利便性	マーケット		
打风压	役所	有・無 有の場合は●km	地図等で確認
	公民館,郵便局,	有・無 有の場合は●km	地図等で確認
	金融機関など		
	保育所	有・無 有の場合は●km	地図等で確認
	小学校	有・無 有の場合は●km	地図等で確認
	中学校	有・無 有の場合は●km	地図等で確認

		現況	建設時の対応	調査方法の例
③敷地の物	況			
	地盤の状況	土· 芝生· アスファルト舗装 ・インターロッキング 工場跡地等の場合は、		現地確認 従前土地利用者へのヒア リング等
		地下埋設物がある可能性		7274
	木杭で対応できる 地盤か	対応可·対応不可		現地確認
	敷地の地盤強度	(埋立地でないか等) 良・悪		現地確認 近隣のボーリング調査等
敷地 造成等	敷地境界	(ブロック、杭等で 明確になっているか) 明確・不明確		現地確認
	敷地の高低差	(法面・擁壁の状況) 有・無		現地確認
	前面道路と敷地と の高低差	●m		図上計測、現地確認
	敷地の排水状況 (雨水排水等)	良·悪		現地確認 近隣からの聞き取り
	積雪への対応	必要·不要		最近の積雪状況
	その他建築物 配置上考慮すべき 事項			
	上水道	有·無		水道部局に確認 (管理者: (供給者:
	下水道	有·無		下水道部局に確認 (管理者: (供給者:
ライフ	(下水道が無い 場合) 浄化槽放流先	有·無		開発部局等に確認 (管理者:
ライン	ガス	有·無		ガス供給事業者に確認 (管理者: (供給者:
	LPG	LPG供給事業者の有・無		ガス供給事業者に確認 (管理者: (供給者:
	電気のための電柱	有・無 (ない場合) 電柱からの距離●m		電力会社に確認 (管理者:

		最寄りの電柱番号●●	(供給者:)
	高圧・低圧	高圧・低圧	
	消防水利	消火栓・防火水槽	消防署・防災部局に確認
		・その他 ()・無	現地確認
		(ない場合)代替機能●●	(管理者:)
			(供給者:)
	電話のための電柱	有・無 (ない場合)	NTTに確認
		電柱からの距離●m	
		最寄りの電柱番号●●	
	ケーブルテレビ	有·無	ケーブルテレビ事業者
電話·			に確認
テレビ			
	テレビ(地上デジ	可·不可	近隣からの聞き取り
	タル)の受信状況		
	テレビ(衛星放送)	可·不可	近隣からの聞き取り
	の受信状況		
	難視聴地域	内·外	総務部局に確認

建設協力団体との協定

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、広島県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。) の建設に関して、広島県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。) に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。 (協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。 次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

- 第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに 支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては広島県土木局住宅課、乙においては社団法 人プレハブ建築協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。 ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は平成9年8月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成9年8月6日

甲 広島県

代表者 広島県知事 藤田 雄山

乙 〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番6号

東京倶楽部ビル

社団法人プレハブ建築協会

代表者 会 長 辻 昇 平

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、広島県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。) の建設に関して、広島県(以下「甲」という。)が一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条(昭和22年法律第118号)第1項第 1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。 次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては広島県土木局住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。 ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は平成25年5月15日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成25年5月15日

甲 広島県 代表者 広島県知事 湯﨑 英彦

乙 一般社団法人全国木造建設事業協会 代表者 理 事 長 青木 宏之

災害時におけるムービングハウスの建設に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、広島県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。) の建設に関して、広島県(以下「甲」という。)が一般社団法人日本ムービングハウス協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式木造住宅(ムービングハウス)のことをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。 次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては広島県土木建築局住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。 ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は令和4年3月28日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和4年3月28日

甲 広島県 代表者 広島県知事 湯崎 英彦

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2番 15 号 一般社団法人日本ムービングハウス協会 代表者 代表理事 佐々木 信博

年 月 日

協定団体の長 様

広島県土木建築局住宅課長 (〒730-8511 広島市中区基町10-52) (公印省略)

応急仮設住宅建設可能戸数について (照会)

年 月 日に発生した〇〇災害により、県内で災害救助法の適用が予定されます。 (月 日に、県内で災害救助法が適用されました。)

そのため、応急仮設住宅の建設が必要と見込まれますので、別紙により応急仮設住宅の建設可能戸数について、 月 日までに回答してください。

担当 住宅企画グループ 電話 082-513-4164 FAX 082-223-3551 電子メール dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp (担当者 〇〇)

広島県土木建築局住宅課長 様

一般社団法人 プレハブ建築協会会長

応急仮設住宅供給可能戸数について(回答)

年 月 日で依頼のこのことについて、次のとおり回答します。

(単位:戸)

住宅の	の種類			供給可能戸数		
工法	間取り	現有在庫	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内
組立タイプ	1 K					
	19.8 m²					
	2 K					
	29.7 m²					
	3 K					
	39.6 m²					
ユニット	1 K					
タイプ	19.8 m²					
	2 K					
	29.7 m²					
	3 K					
	39.6 m²					

広島県土木建築局住宅課長 様

一般社団法人 全国木造建設事業協会理事長

応急仮設住宅供給可能戸数について(回答)

年 月 日で依頼のこのことについて、次のとおり回答します。

(単位:戸)

	供給可能戸数										
間取り	Ŋ	現有在庫	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内					
1 D K											
(1	m²)										
2 D K											
(1	m²)										
3 K											
(1	m²)										

年 月 日

広島県知事 様

○○市町長 (公印省略)

応急仮設住宅の建設要望調書(当初・変更・最終)

応急仮設住宅の建設を、次のとおり要望(変更要望)します。

		当初 · 第	。 回変更 · 最	是終		
市町名	R					
建設	要望戸数				戸	
		1(D)K	2(D)K	3 K	その他()	
内訳氵	*	戸	戸		戸戸	
避難	皆数※				名	
	全壊				世帯	
12	焼失				世帯	
住戸被害※	流出				世帯	
*	全壊,焼失,流出				世帯	
	半壊				世帯	

[※] は当初要望時は記入不要。

応急仮設住宅建設要望戸数総括表

年 月 日 現在

	建設要			家屋被害状況				
市町名	望戸数	避難者数				半壊	災害救助 法適用日	
			全壊	焼失	流出	計		
広島市								
呉市								
竹原市								
三原市								
尾道市								
福山市								
府中市								
三次市								
庄原市								
大竹市								
東広島市								
廿日市市								
安芸高田市								
江田島市								
府中町								
海田町								
熊野町								
坂町								
安芸太田町								
北広島町								
大崎上島町								
世羅町								
神石高原町								

5

年 月 日

(市町)長 様

応急仮設住宅の建設について (通知)

このことについて,被災状況及び建設可能戸数等を勘案した上で,次のとおり応急仮設住宅の建設を 決定しました。

地区名	所在地	建設戸数		型別内訳		共同施設
地区石	別任地	建設尸数	1(D)K	2(D)K	3 K	共미旭政

担当 住宅企画グループ 電話 082-513-4164 FAX 082-223-3551 電子メール dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp (担当者 〇〇)

年 月 日

一般社団法人プレハブ建築協会

会長 会長名 様

一般社団法人全国木造建設事業協会

理事長 理事長名 様

一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事 代表理事名 様

広 島 県 知 事 (〒730-8511 広島市中区基町 10-52) 住 宅 課

災害時における応急仮設住宅の建設について(要請)

年 月 日に発生した<mark>災害名</mark>により、広島県下で戸数戸の住宅が被害を受けました。特に<u>市町名</u>においては被害が甚大であり、戸数戸の住宅に被害が発生しております。そのうち、戸数戸が全壊という状況であり、 年 月 日付けで<mark>市町名</mark>に対し、災害救助法の適用がなされたところです。

このため、本県は、平成9年8月6日(プレ協)、平成25年5月15日(全木協)、令和4年3月28日(ムービングハウス協会)に貴協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき、貴協会に対して、次のとおり応急仮設住宅の住宅建設に関し、住宅建設業者の斡旋等の協力を要請します。

- 1 建設場所
- 2 戸数
- 3 規模
- 4 着工期日

担 当 住宅企画グループ 電 話 082-513-4164 FAX 082-223-3551 電子メール dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp (担当者 ○○)

工事事業者との契約(リースの場合)

応 急 仮 設 住 宅 賃 貸 借 契 約 書

賃借人	 (以下「甲」	という。)	と賃貸人	 (以下	という。)	との間
1=						

応急仮設住宅の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借物件)

- 第1条 乙は甲に対して、別表1記載の応急仮設住宅一式(以下「賃貸借物件」という。)を貸与し、 甲はこれを借り受け、乙に対し賃借料を支払うものとする。
- 2 乙は、甲が指定する別表1記載の所在地に前項の賃貸借物件を設置するものとする。

(用途指定)

第2条 甲は、賃貸借物件を応急仮設住宅の用に供しなければならない。

(賃貸借期間)

第3条 乙は、賃貸借物件を 年 月 日までに甲に引き渡すものとし、賃貸借期間は引渡 しの日から 年 月 日までとする。

(賃借料及びその支払方法)

- 第4条 賃借料は総額 金 円(うち消費税 金 円)とし、甲は乙から賃貸借物件の引渡しを受けた後、乙の適法な請求書を受理したときは、30 日以内に賃借料を支払うものとする。
- 2 賃借料総額には、解体及び原状に復する費用が含まれるものとする。その金額は、金______円 (うち消費税 金 円)とする。
- 3 賃貸借物件は、応急仮設住宅として第3条記載の期間を使用するものとして賃借料を決めているため、賃貸借期間の短縮による賃借料の減額は生じないものとする。

(契約の保証)

- 第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。 ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を発注者に寄託しな ければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行,発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、 契約保証金の担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したとき は、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約保証金は、賃貸借物件の撤去及び原状復旧の完了後、乙の請求により返還する。

(管理義務)

- 第6条 甲は、賃貸借物件を使用するにあたり、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 甲は、賃貸借物件の管理を当該市町に委託する際は、前項を周知するものとする。

(売却の制限等)

- 第7条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に売却してはならない。
- 2 乙は、賃貸借物件に抵当権、質権その他形式のいかんに問わず、甲の賃貸借物件の完全な使用を阻害する権利などを一切設定してはならない。

(譲渡の禁止)

第8条 甲は、乙の承認がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡してはならない。

(賃貸借物件の現状変更)

第9条 甲は、賃貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承認を受けなければならない。

(修繕義務)

第 10 条 甲は故意又は過失により賃貸借物件を荒廃又はき損した場合には、遅滞なく自己の費用において復旧修繕しなければならない。

(修理費用の負担)

第 11 条 甲が善良なる管理者の注意をもって管理した場合,乙は賃貸借物件の修理又は、保存に要する費用を負担する。

(保険料)

第12条 乙は、賃貸借物件に対する賃貸借期間中の火災保険料を負担する。

(契約の解除)

第 13 条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約の全部 又は一部を解除することができる。

(賃貸借物件の返還、撤去)

第 14 条 甲は、賃貸借期間終了日までに、賃貸借物件の返還、撤去を通知するものとし、乙は、乙の 負担において甲の指示する日までに賃貸借物件を撤去しなければならない。 2 甲は契約期間終了前に、賃貸借物件を撤去する必要が生じた場合、乙にその旨を通知し、乙は甲の指示する日までに賃貸借物件を撤去しなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 甲, 乙いずれか一方がこの契約に違反した場合, 又は第 12 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において, その相手方に損害を与えたときは, その相手方は, その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 17 条 この契約に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 賃借人

乙 賃貸人

別表 1

構 造 1 軽量鉄骨造平屋建て(組立ハウス・ユニットハウス)

2 委細は別冊設計図書による。

建設地

所 在 地	種別	戸(棟)数
合 計	1	

応 急 仮 設 住 宅 売 買 契 約 書

- 1 契約金額 金 円(うち消費税額 金 円)
- 2 契約保証金 財務規則により免除
- 3 納入の方法 県の指示による

広島県を甲とし、○○株式会社を乙として、甲と乙は、次のとおり売買契約を締結した。

(物品の設置場所)

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面に基づき、別表記載のとおり応急仮設住宅一式(以下「物品等」 という。)を設置しなければならない。

(検証)

- 第2条 乙は、物品等を設置後速やかに、甲の検査を受けなければならない。
- 2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品等の修繕等の費用はすべて 乙の負担とする。
- 3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

(手直し、補強又は取り換え)

第3条 乙は、設置する物品等が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

(給付の完了)

第4条 甲は、検査に合格した物品等につき、その引渡しを受けるものとする。

(一般的損害)

第5条 物品等の設置前に生じた損害その他設置に関して生じた損害(次条に規定する損害を除く。) は、乙の負担とする。

(第三者におよぼした損害)

- 第6条 設置に伴い第三者に損害をおよぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、乙がその損害を 賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについて は、甲がこれを負担する。
- 2 設置に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち設置に伴い乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、乙がこれを負担する。
- 3 前2項の場合、その他設置に伴い第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその 処理解決に当たるものとする。

(瑕疵担保)

第7条 乙は、納入した物品等で、隠れた瑕疵があるときは、この契約を履行した日から1年間、無償で手直しし、補強又は取り換えなければならない。

(権利,義務の譲渡禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(代金の支払等)

第9条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払い請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りではない。

(分納)

- 第10条 乙は、甲の請求があったときは、物品等の数量を分割して設置するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により、分割設置したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第11条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を設置することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
 - (3) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。
- 2 甲は、前項の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って 当該部分の所有権を取得するものとする。
- 3 第1項の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の 10 分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。

(契約の変更)

第13条 甲及び乙は、本契約に変更が生じた場合、契約内容の変更を申し出ることができる。

(協議)

第14条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯 﨑 英 彦

乙○○市○○町○番地

○○株式会社

代表者 代表取締役

別表

納入場所	戸数	納入期限	備考

必要となる手続き

○ 形質変更する面積が 3,000 ㎡以上の場合,土壌汚染対策法第4条第1項に基づく手続きが必要となる。(建設型応急住宅であっても,土壌汚染対策法第4条第1項第三号の適用除外は適用されない。)

様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

	一定の規模以_	上の土地の形	質の変更届出書	.		
				年	月	日
広島県	厚生環境事務所長	様	氏名又は名称及にあっては、そ			
		届出者				印
土壌汚染対策法	第3条第7項 第4条第1項 「第4条第1項	り、一定の規	見模以上の土地の	の形質の変	更につい	いて、次の
とおり届け出ます	•					
土地の形質の変 在地	変更の対象となる土地の原	f				
土地の形質の変	更の場所					
	変更の対象となる土地の配 也の形質の変更に係る部分					
土地の形質の変	で更の着手予定日					
法第3条第1 ただし書の確 受けた土地に	認を 土場又は事業場の おい ^{名称})				
て法第3条第 の規定による の形質の変更 る場合	土地 工場又は事業場の					
現に有害物質	設置 施設が設置されて 場又 いる工場又は事業					
おいて法第41項の規定に土地の形質の	条第一有害物質使用特別	Ē				

有害物質使用特定 施設の設置場所	
特定有害物質の種 類	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

- 次に該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に 基づく届け出が必要となる。
 - ・建築物の解体工事:床面積の合計が80㎡以上
 - ・建築物の新築・増築工事:床面積の合計が500㎡以上
 - ※以下の様式は令和3年4月時点のものです。使用時は最新のものをご使用ください。

					(4
	届出	書			
建設事務所長 市区町村長 様			合和 年	月日	
フリカーナ 発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商 (郵便番号	付けては名称及び代表 一)電話番号	者の氏名)			<u> 1</u> 00
住所 (転居予定先) (郵便番号	一)電話番号	3 2 5	3		
住所			<u> </u>		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法	律第10条第1項の対	見定により、下配	のとおり届け出	出ます。	
1. 工事の概要	記				
①工事の名称	 (i)				
②工事の場所 ③工事の種類及び規模	- 34				
□建築物に係る解体工事 用途	、階数	、工事対象床面	積の合計	m2	
□建築物に係る新築又は増築の工事 用途	、階数	,工事対象/	末面積の合計	m2	
□建築物に係る新築工事等であって新築又に	は増築の工事に該対	生しないもの			
用途	数,請負代	金. 万	4		
□建築物以外のものに係る解体工事又は新舞 ④請負・自主施工の別:□請負 □自主施工 2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する		7.50	8		
7リカナ ①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表 (郵便番号 –)電話番号 –			75		
②住所	-				
②許可番号(登録番号) □建設業の場合					
建設業許可□大臣□知事(-)号	(工事	裝)		
主任技術者(監理技術者)氏名 □解体工事業の場合	===				
解体工事業登録 知事	号				
技術管理者氏名					
 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項 (請負契約によらないで自ら施工する場合は計画 		を受けた年月日			
合和 年 月 日					
4. 分別解体等の計画等 健築物に係る解体工事については別表1 建築物に係る新築工事等については別表2		別表3			
建築物以外のものに係る解体工事文は新築 しにより記載すること。		•			

別表1

(A4) 建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

K	整築物	の構造	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	k筋コンクリート造 クリートプロック造)			
10 00 64v	建築物	物の状況	築年数年、核		The second				
建築物に	200000000		その他()				
	周辺は	大況	周辺にある施設	□住宅 □商業施	設 口学校 口病的	売 □その他(
査の結			敷地境界との最短	距離 約m					
果			その他()					
			建築物に	関する調査の結果	工事着手	前に実施する措置の内容			
	作業場	易所	作業場所 口十分	7 口不十分	86				
			その他()					
	搬出	色路	障害物 口有(〉□無	T .				
			前面道路の幅員 通学路 口有 口						
建築物			通子館 口有 口 その他()					
に関する	飛左射	5 D	口有(3	- 1				
製剤の形でいう	250 13.10	от рай	口無	15					
結果及び工事	特定领	制設資材への	口有(3	*				
着前に	付着相		口無	570					
実施する	Mary Print	石綿	口有						
措置の 内容	令関	(大気汚染防	特定建設資材への	の付着(口有 口	(無)				
	係	止法·安全衛 生法石綿則)	口無		3.00				
		フロン (フロン	口有(業務用のエ	アコン・冷凍冷蔵板	suna				
		排出抑制法)	ちフロン類が使わ						
		SA INCIDENTAL PROPERTY CONTROL	口無						
	その他	5							
* I			ő.	15.23		Complete to the second state			
工程の建	京砂備	工程 ·内装材等		建築設備·内装材	美内容 築の断れ外	分別解体等の方法 □ 手作業			
0)	THE REAL PROPERTY.	12CV1-1		口有 口無	THE PARTY OF CO.	□ 手作業・機械作業の併り 併用の場合の理由(
作業 ②屋標	扱ふき	d .		屋根ふき材の取り	口 手作業				
27				口有口無		□ 手作業・機械作業の併月 併用の場合の理由(
及の外	装材・上	部構造部分		外装材·上部構造	部分の取り壊し	口手作業			
月 草		V/-		口有 口無		二 手作業・機械作業の併月			
体 ①基征	遊·基础	をぐい		基礎・基礎ぐいの 口有 口無	□ 手作業・機械作業の併/				
法 (5)その	の他			その他の取り壊し	3	□ 手作業			
()			口有 口無		□ 手作業・機械作業の併用			
20	1	L事の工程のM	頁序		†る①→②→③→(4)の順序			
				口その他(その他の場合の#	単由(2.0			
	口内装	材に木材が含	まれる場合	①の工程における木	the state of the same and the same particular property or	車設資材の事前の取り外し			
				□可 □不可	4.7	740			
pris-A	er Na i - en	いられた建設資料	to Botto	不可の場合の理由	# ()			
STATE OF THE PARTY				1-2- 56-95	群の日127。	数件が見けずいて他八分			
	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込 み及びその発生が見込まれる建築物の部分			種類 ロコンクリート塊	量の見込み	発生が見込まれる部分(注			
物	T - 1 108		N)	□⑤					
生				□アスファルト・コンク	1964				
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					15				
見				I ALIKA SELLATAR	ls.				
発生見込量				36 92	11.5				

	使	用する特	定建設	ロコン	分別解体等の計画等 クリート □コンクリート及	び鉄から成る	建設資材	b.						
]アスファルト・コンクリート 口木材									
建築物の状況			状况	築年数 その他			ν.							
建刻	業物に	周辺状态	7.	33333	s、 こある施設 □住宅 □商	業施設 口色	台校							
	する調の結果	PHASIVAD		654.64A	口病院 口その他		10000)						
H.	2/10/25			200000000	歳界との最短距離 約	m								
				その他	<u>tt</u> ()							
					建築物に関する調査の		工事着手	前に実施する措置の 容						
		作業場所	f	作業場	易所 □十分 □不十分		8							
		000000000000000000000000000000000000000		その他	<u>tt</u> ()									
		搬出経路	2	国际小体产品	勿 □有() □無		4							
		物以口用主政	3	65.00	が 口有() 口無 首路の幅員 約 m									
建 3	裏物に			613000000	B □有 □無									
関	する調			その他										
重及で	が結果	特定建設	資材への付着	口有	70		ů.							
	手前に施する	物(修總・城	英様替工事のみ)	()									
措置	置の内	/ II> (FE) 13	EIRH THONEY	口無			o .							
	容	他法令 関係(修	石綿 (大気汚染防止	口有		VI MORAGO AN								
			法·安全衛生法	4	整設資材への付着(□有	口無)								
		替工事 のみ)	石綿則〉	口無	Michigan - A state	Catherine and an	\$J							
		Not the Part of th			業務用のエアコン・冷凍浴 ロン類が使われているもの									
		口無				8								
		その他												
TT			工程			作業内	1客							
租	D造成	等			造成等の工事 口有 口無									
5	2)基礎	基礎ぐい	10		基礎・基礎ぐいの工事 口有 口無									
の作	③上部	構造部分	·外装		上部構造部分・外装の工事 口有 口無									
業内	①屋根	S.	(2.7/9)(4)	-	屋根の工事 口有 口無									
容		設備・内装	等		建築設備・内装等の工事 □有 □無									
3	⑥その(その他の工事 口有 口無									
	()			CANIDALTA DE DE	705 C		THE SECOND						
			棄物の種類ごとの 定建設資材が使り		種類	量の見	込み	使用する部分又は発 が見込まれる部分(?)						
物	る建築物	物の部分及	及び特定建設資料	才廃棄	□コンクリート塊		195							
生	のシアモ	D発生が見込まれる建築物の部分			□アスファルト・コンクリート塊		857423	□\$ □6 □0 □2 □3 □						
見込					□建設発生木材		トン							
量				NATIONAL DESCRIPTION ASSESSED.			□⑤ □⑥							
備考		D造成等	②基礎 ③上部	構造部	分·外装 ④屋根 ⑤建築	設備・内装	等 ⑥その	他						
in 1	4.5													

応急仮設住宅工事監理・検査要領

平成 25 年 1 月 策定 令和3年3月 改正

広島県土木建築局住宅課

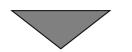
応急仮設住宅工事監理・検査の流れ

≪工事監理フロー≫

検査・立会スケジュール調整

現地立ち合い① (縄張り)

(1) 工事監理責任者及び工事監理員(以下「工事監理者」 という)は、応急仮設住宅現地立会確認項目別紙-1に 基づき実施する。

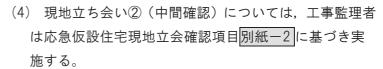


(2) 県(総合調整チーム)は、建設協定団体からの連絡等に基づき、随時工程スケジュールを更新する。

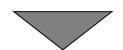
現地立ち合い②

(中間確認)

(3) 建設チームは、工程スケジュールに基づき、工事監理 員配員表を作成し、検査前日夕方に発表する。



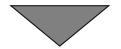
工事の進捗状況により、<u>別紙一3</u>を活用する。(実施時期は、住宅の建て方完成頃に行う)



(5) 中間確認の現地確認は,原則全数とする。

完成検査
(市町立会)

- (6) 検査員は、応急仮設住宅完成検査実施要領別紙-3に基づき実施する。
 - ※ 検査員は、検査対象工事担当の工事監理者も可とする。



- (7) 完成検査の現地確認は、全数とする。
- (8) 可能な限り,各市町担当者へ検査日程を連絡し,立ち会いを求める。

引渡し(市町へ)

(9) 県担当者は、応急仮設住宅引渡し要領別紙-13 に基づき、各市町へ引渡しを行う。

別紙リスト

※【】内は作成担当

別紙一1	現地立ち会い①(縄張り)確認項目一覧表【県】
別紙一2	現地立ち会い②(中間確認)確認項目一覧表【県】
別紙一3	応急仮設住宅完成検査実施要領
別紙一4	完成検査チェック表①(書類確認)【県】
//	完成検査チェック表②(住戸内部)【県】
//	完成検査チェック表③(住戸外部)【県】
//	完成検査チェック表④(外構)【県】
//	完成検査チェック表⑤(その他)【県】
別紙一5	応急仮設住宅検査調書【県】
別紙一6	指示及び手直し完了確認書【施工業者】
別紙一7	物件検査調書【県】
別紙一8	応急仮設住宅引渡し要領
別紙一9	引渡し関係図書【施工業者】
別紙-10	鍵等引渡し書【施工業者】
別紙-11	応急仮設住宅現地引渡しシート【施工業者】
別紙-12	竣工図書リスト【施工業者】
別紙-13	打合せ事項記録票
別紙-14	工事記録(業務打合せ記録・工事指示)
別紙-15	衛生設備の完成検査について(依頼)
別紙-16	応急仮設住宅建設工事写真撮影要領
別紙-17	工程スケジュール表

別紙一1

現地立ち合い①(縄張り)確認項目一覧表

確	認	日							
地	区	名		施業	者	工名			
所	在	地		棟		数	戸	数	
Ι:	事 監	理	印	エ		事			rn # / \.
責	任	者	Hì	監	理	員			印・サイン

	確認内容	良・否 _{良:O,否:} ×	指示事項
1	基準点は図面通りか		
2	基準点から建物位置の確認 (目視及び計測確認)		
3	境界からの離隔の確認		
4	住棟寸法は図面通りか (1 棟の住戸タイプの寸法確認)		
5	住棟数は図面通りか		
6	住棟間隔は図面通りか		
7	敷地状況は適切か		
8	鋤取り・砕石は必要か(砕石が標準厚 100 以上 必要な場合の理由は適切か)		
9	埋設管・樹木・電線等の障害の確認		
10	給水・汚水・雨水勾配は適切か? (給水引き込み位置,公共桝位置確認,引き込 み柱位置確認等)		
11	駐車場配置は図面通りか		
12	集会所・受水槽・浄化槽・ゴミ置き場等施設の 位置は図面通りか		
13	その他		

現地立ち合い②(中間確認)確認項目一覧表

確	認	日							
地	区	名		施業	者	工名			
所	在	地		棟		数	戸	数	
	事監		印	工		中			印・サイン
責	任	者		監	理	員			

	確認内容	良・否 _{良:〇,否:} ×	指示事項
1	基礎:松杭の打設状況		
2	基礎:ブロックの設置状況		
З	土台の水平確認, FLの確認 (水平器による確認等)		
4	鉄骨・外壁の垂直確認,基礎杭との固定確認		
5	住戸タイプは図面通りか,スパン割は図面通り か		
6	住戸数は図面通りか		
7	住戸界壁は適切か?(両面張,小屋裏の処理等)		
œ	床,壁,天井パネルの仕様は適切か? (グラスウール厚 天井:100mm,壁·床:50mm)		
9	再利用品の品質は適切か?(大引きの錆等)		
10	管類の凍結防止対策(保温材等)は適切か?		
11	ケーブル被覆に損傷等はないか?		
12	排水管の勾配は適切か?(床下等)		
13	浴室の接地等の処理は適切か? (ユニットバスの接地,照明器具の接地 ケーブルの接地線が断熱材等に接触しない)		
14	その他		

応急仮設住宅完成検査実施要領

1 書類確認

検査員は、「完成検査チェック表」別紙-4に基づき、書類検査を行う。

- 2 実地検査
- (1) 検査員は、「完成検査チェック表」別紙-4に基づき、実地検査を行う。
- (2) 実地検査は、全数検査(検査対象)を原則※とする。
 - ※ 各棟1住戸以上検査するものとする。また全住戸タイプ検査する。
- (3) 実地検査完了後 **合格** の場合は、「応急仮設住宅検査調書」 <u>別紙一5</u>(「完成検査チェック表」を添付)を作成し、工事監理責任者(県担当者)に提出する。
- (4) 実地検査において**不合格** の場合は、3手直し等工事の指示及び処理方法に基づき、完成させることとする。
- 3 手直し等工事の指示及び処理方法
- (1) 手直し等工事の指示

検査員は、第1回目の検査時において手直し工事、未済工事等があった場合は、その内容及び処理方法について「指示及び手直し等工事完了報告書」<mark>別紙-6</mark>に整理し、指示する。

(2) 手直し等工事の確認日の決定

検査員は、施工業者と調整し手直し等工事の確認日(以下「確認日」という)を決定する。

- (3) 「指示及び手直し等工事完了報告書」 別紙 -6 への記載
 - ア 施工業者は手直しが完了したことを自ら確認し「手直し完了日・印」欄に記載する。
 - イ 検査員は、手直し等工事の完了を確認した日を「確認日」に記載する。
 - ウ 検査員の手直し等工事の確認は、現地で書類確認及び現場確認を行うことを原則とする。 ただし、第1回目の検査時に重要な未済工事や大きな手直し工事がない場合等、現場確認の必 要性がないと判断される場合は、書類又は写真確認のみとすることができる。
- (4) 「応急仮設住宅検査調書」 別紙-5 の作成

手直し等工事の確認を行った検査員は、「応急仮設住宅検査調書」を作成し、工事検査責任者に 提出する。(「完成検査チェック表」、「指示及び手直し等工事完了報告書」)

4 物件検査調書の作成

工事検査責任者は、「応急仮設住宅検査調書」 **別紙**-5 に基づき、「物件検査調書」 **別紙**-8 を作成する。

別紙一4

完成検査チェック表①(書類確認)

番号	No.	地区名			地区		
所在地			施工業者			現場代理人	
検査	建設事業者検査	検査日		検査員			
快宜	県検査	検査日		検査員			

事項	内 容	建設事業者検査 _{良: 〇, 否:} ×	県検査 良: ○, 否: ×	指示事項
1 竣工図	引渡し関係図書 <mark>別紙一9</mark> 位置図・配置図・平面図・立面図・ 断面図・ 断面詳細図・各部詳細図・仕上げ表・配管図・外構図・機器リスト・ 使用材料一覧(界壁・断熱材・合 板(F★★★★)等)他			
2 工事写真	着工・中間・完成の全景			
3 試験等報告書	シックハウス検査(団地ごとに1 か所)※ 水圧,通水試験・排水導通試験・ 気密試験・水質試験・接地抵抗値 測定表・分電盤絶縁抵抗測定表・ TV端子出力電圧測定表・ガス供 給検査			
4 引渡し関係書類	応急仮設住宅現地引渡しシート <mark>別 紙-11・鍵等引渡し書</mark> 別紙-10			
5 取扱説明書	設備機器等の取扱説明書一式(全住戸毎)。※一覧表を工事施工者が作成。 (エアコン,コンロ,ユニットバス,給湯器,漏電ブレーカー等)			

[※] パッシブ法 (8時間以上), 又はアクティブ法 (吸引方式) により実施する。

完成検査チェック表②(住戸内部)

番号	No.	地区名			地区		
所在地			施工業者			現場代理人	
検査	建設事業者検査	検査日		検査員			
快宜	県検査	検査日		検査員			

I	項目	内 容			建設事	Э,	否	: :				É	₹:		否	: >	<		指示事項
種	7 F	ra Ta	1	2	部 3		番号		7	8	1	2		ß屋 4			7	8	ロハチス
	住戸界壁	両面張り, 小屋裏まで														Ì			
	床高,天井高																		
	建具の開閉	内外建具の開閉動作確認, アコーディオンカーテン吊元の強 度・位置																	
	網戸	サランネット網戸付																	
	カーテンレール	ダブル																	
建	カーテン	遮光カーテン及びレースカーテン																	
築	補助手摺	玄関(内側),浴槽,浴室外部, トイレに手摺																	
	流し台	流し台(6型;750,9·12型;1,050) コンロ前壁の仕様(ケイカル板又 はフレキシブルボード等) 吊戸棚 H=1,450																	
	天井パネル	寒冷地仕様(グラスウール 100mm 相当)																	
	壁・床パネル	寒冷地仕様(グラスウール 50mm 相当)																	
	付け鴨居																		
	天井	天井目貼りテープ																	
	ユニットバス	照明,換気扇,給水,給湯,排水 手摺位置 入口またぎ高さ 180mm 以下 換気状態(吸込み,動作音) 洗面器の取付状態(ガタつき等) 排水トラップの漏水 便器,ロータンク,接続状態,鎖																	
	衛生器具	展絡, ローップラ, 接続(小窓, 頭 長さ 加圧通水検査(洗浄管の漏水) 便器紙巻器の状態確認																	
	洗濯機置場	防水パンの取付け状態 防水コンセント(アース付) 取付ジョイント部の漏水 給水,水栓取り付け位置・高さ 封水処理の施工																	
機械	給湯器	ダイレクト着火・消火の作業 接地(アース) 給湯器リモコンの設置・動作確認																	
	換気	換気扇の作動,壁貫通部穴あけの 仕舞い																	
	給水栓,混合栓	給水栓,混合栓の取り付け,通水 検査 壁貫通部穴あけの仕舞い																	
	トラップ	トラップの有無,漏水 ジャバラホースの長さ調整(2重 トラップ) 底板穴あけの仕舞い																	
	エアコン	室内機の取付け状態, 運転作動状態, 冷媒配管,ドレン排水管の設置状 況																	
	コンロ	取り付け状態(ゴム管の長さ), 着 火確認																	

[※]項目及び内容が異なる場合は適宜修正すること。

完成検査チェック表②(住戸内部)

番号	No.	地区名			地区		
所在地			施工業者			現場代理人	
検査	建設事業者検査	検査日		検査員			
(大) (大)	県検査	検査日		検査員			

エ	項目	内 容			₹:	Ò,	者否	: >	_			良	Į : (県検 〇,	否	: >	<		指示事項
種	^ -	1,7	1	2			番号		7	8	1	2		ß屋 ²			7	8	3437.3
	コンセント	接地端子付(エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ)、2 ロコンセント(各部屋)、ガタツキがないこと、通電、接地(接地端子付)されていること 換気扇プラグは抜き差しできること、換気扇設置位置																	
	スイッチ	照明器具, 浴室, トイレ換気扇に 設置されている ガタツキがないこと, スイッチの誤結線がない 設置高さ(原則 FL+1300)																	
	照明器具	照明器具のガタツキがないこと, 点灯確認(器具プルスイッチ及び 壁スイッチ), スイッチの結線, ガタツキがない こと																	
	シーリングロー ゼット	ガタツキがないこと 造営材貫通部の VA ケーブルは保 護されている																	
電気	テレビ端子	プラグがあること 地上デジタル放送の画像確認(テレビ端子出力電圧・画像評価書類 確認) ※現地において,以下を 1 か所以上で確認 ・受信者端子における信号レベル 53 dB $_{\mu}$ V $_{\nu}$ V $_{\nu}$ V $_{\nu}$ V $_{\nu}$ ER) $_{\nu}$ 2× $_{\nu}$ 10-4 $_{\nu}$ 4 $_{\nu}$ V $_{\nu}$ F																	
	分電盤	主幹 ELB+分岐 6 回路となっている 分電盤の電線接続部の増締め(ゆるみがないこと)接続電圧、漏電ブレーカーのテストボタン動作台所専用コンセント確認 絶縁抵抗 100M Ω以上 6 回路一括																	
	住宅用火災警報 器	電池式煙感知器の設置(全居室及び台所) 天井設置は壁から 60cm, 壁付けの場合は天井から 15cm 以上 50cm以内に設置取付け状態(ガタツキ確認) 釦又は引き紐による動作確認																	
	浴室	ユニットバスの設置, 照明器具の設置, 設置, ケーブルの接地線が断熱材等に接触しない																	

[※]項目及び内容が異なる場合は適宜修正すること。

完成検査チェック表③(住戸外部)

番号	No.	地区名			地区		
所在地			施工業者			現場代理人	
検査	建設事業者検査	検査日		検査員			
(大)	県検査	検査日		検査員			

I				建設: (良	į : (県検 〇,	査否	: >	<		
種	項目	内容	1		湿	番岩	를 -		8	1		咅	屋	番号	-		8	指示事項
	外装材	外壁パネルは新品		 Ü	·	Ü	Ŭ	,			_	Ū					Ŭ	
	玄関扉	引き違いまたは片引きアルミサッシ シ 上部型ガラス																
	玄関庇	設置確認																
建	風除室	踏み台の蹴上・踏面寸法,支持材引き違いまたは片引きアルミサッシ(透明) 網戸付き																
築	物干金物	居間建具上部(原則 FL+1,600)																
	棟番号	設置確認																
	室名札	設置確認																
	郵便受け	設置確認																
	ブレース	ブレースの固定状況																
	耐風養生	鋼製ワイヤーカバー付き(4間毎)																
	フード, ベンドキャップ	取付部周囲の雨仕舞い(シーリング)																
	外部露出管	防凍被覆,支持金具固定 給水管立ち上がり部に凍結防止ヒ ーター設置 不凍水抜栓の設置																
機	エアコン室外機	室外機の設置(固定状態), 運転作 動確認, 冷媒配管, ドレン排水管の設置状 況, 放流先																
械	水道メーター	据付状態,ジョイント部の漏水																
	ガスボンベ	転倒防止鎖設置状態																
	ガスメーター	給湯器, ガスメーターまわりの配 管の支持																
	給湯器	凍結防止ヒーター																
	試験	通水・気密試験, 給湯器の点火試 験, 残留塩素の測定																
L	小屋裏換気扇	設置確認,動作確認																

[※]項目及び内容が異なる場合は適宜修正すること。

完成検査チェック表③(住戸外部)

番号	No.	地区名			地区		
所在地			施工業者			現場代理人	
検査	建設事業者検査	検査日		検査員			
(大) (大)	県検査	検査日		検査員			

エ	項目	内容			Į:	事第 〇, 『屋	否	: :			, ,,,,,,,,,	Ė	Į:	県核 ○, ß屋	否	: >	<		指示事項
種			1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	
	電力・電話等	引込み線支持金具の強度,高さ(3.5m以上) 引き込み取り付け点高さ(2.5m以上,車両通行箇所は4.0m以上) 電線接続部保護方法,雨水の水切り処理, 屋外露出配線の支持, 配線の外壁貫通部の浸水処理, 幹線及び分岐ケーブルのサイズ (内規規定に合致,後日計算書確認) 接地工事100Ω以下とする																	
電気	テレビブースタ	ブースター電源は定額引き込み 増幅器箱体に接地されている 造営材との接続部が保護されてい ること ケーブルに無理な曲がりがないこ と																	
	外部コンセント	2口で接地端子付の防水コンセントが1ヶ所設置されている配線が金属製の外壁材に接触していないこと 通電されていること																	
	アンテナ	各棟1基のアンテナ(UHF)が設 置されていること アンテナ支線が取れていること																	
	入口灯	設置確認																	
	防犯灯	1棟2基の防犯灯の設置確認(位置・向き等) 絶縁抵抗1MΩ,接地抵抗100MΩ (書類確認)																	

[※]項目及び内容が異なる場合は適宜修正すること。

完成検査チェック表④(外構)

番号	No.	地区名			地区		
所在地			施工業者			現場代理人	
検査	建設事業者検査	検査日		検査員			
(大) (大)	県検査	検査日		検査員			

エ					建設: (=	3:	県 〇,	查	: >	<		
種	項目	内容			剖	『屋	番号	를					音	[]屋:	番岩	를			指示事項
性			1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	
	消火器	直接歩行距離 20m 以内ごとに設置																	
	汚水,雑排水	汚水,雑排水の排水処理方法 一次引き込み接続状況(インバー ト,管口)																	
	会所	会所の天端高さ																	
	インバート	インバートの施工状況(塩ビ製汚 水桝も可)																	
	排水勾配	勾配が確保されているか鏡等で確認 ※検査道具を準備すること																	
	マンホール	中耐荷重6トン以上 ※駐車場の樹脂桝は、耐荷重仕様 とする。																	
	ポンプ	排水ポンプの接続,作動確認																	
	浄化槽	接続,作動確認																	
土木	雨水排水	雨水桝,外部への接続確認 桝と桝が管で接続されているか 桝の底部は砂利敷きか 汚水,雨水の誤接合がないか																	
	上水	上水の引き込み方法 一次引き込み接続部																	
	受水槽	接続部,満水確認,漏水 ※防虫網の取付け																	
	整地	埋設管敷設後の整地 道路・通路等の整地, 仕上げ仕様 の確認																	
	団地案内板	団地案内板の設置]]	_]]		
	ゴミ置き場	設置位置確認, 大きさ確認																	
	駐車場	1 台あたりのスペース確認,台数確認,仕上げ仕様確認,急勾配でないこと,水溜りができないこと																	
	街路灯	設置位置確認, 仕様の確認												_ [
	電力・電話等	電力: 電話等の架空																	

[※]項目及び内容が異なる場合は適宜修正すること。

別紙一4

完成検査チェック表⑤ (その他)

番号	No.	地区名			地区		
所在地			施工業者			現場代理人	
検査	建設事業者検査	検査日		検査員			
(大)	県検査	検査日		検査員			

工種	項目	内 容	1	: 音	事道 〇, 『屋	否番号	: > }	×	8	1	2	Į:	県村 〇, 『屋	否	: : :	× 7	8	指示事項
				 3	4	Э	О	/	Ö			ა	4	b	О	/	Ö	
	共用電源の名義	共用電源の名義																
	共用施設(談話室,集会所)	設置位置の確認 施設規模の確認 内部仕様の確認 外部仕様の確認																
		(集会所には身障者用トイレの設 置確認)																

[※]項目及び内容が異なる場合は適宜修正すること。

応急仮設住宅検査調書(再検査 有・無 ※再検査の場合○)

地	区	名	棟			数	戸	数	
所	在	地							
施工	業者	首名	責	任	者	名			

上記の物件について検査したところ,	検査年月	日※		年	月	日
適格と認めます。	工事検氏	蒼青任者(県担当者) 名)			印
	検査員	1				
	氏	名				
	氏	名				
	氏	名				

[※] 手直し事項があった場合は、最終手直し完了確認日。

別紙一6

指示及び手直し完了確認書

番号	No.	地区名		地区		
所在地			施工業者		現場代理人	
検査員						

項目	内 容 及び 処理方法	手直し予定日	手直し完了日 印※1	確認日 ※ 2	備考

- ※1 手直し完了日の確認者員は、施工業者責任者
- ※2 確認日は検査員が手直し完了を確認した日

物件検査調書

契約の相引	 F 方							
住所		 履行場所						
氏名								
契約金額		履行期限			年	月	[3
品目	建設箇所	戸数	検査年月	B				
組立ハウス				年	F	1	日	
一式								
	(建設次数及び建設住棟番号を記載)							
検査所見								
上記の物件	‡について検査したところ適格。	と認めます。						
	年 月 日							
	Д	広島県土木建	築局営繕課	:				
	Ξ	工事検査責任	者				印	

応急仮設住宅引渡し要領

1 市町への引渡し

引渡しは、県担当者が施工業者及び市町担当者に立会いを求め現地にて行う。

2 引渡し図書

引渡し図書は<mark>別紙一9</mark>を標準とし、施工業者が作成・整理し、県担当者が確認の上、市町担当者へ引渡す。

3 鍵引渡し

各住戸の鍵を施工業者⇒広島県⇒市町担当者に引渡し、「鍵引渡し書」別紙-10に受領印を受ける。

4 水道,電気等のインフラ施設

引渡し時に水道,電気等のインフラが使用不能の場合は,その旨を市町担当者に事前に伝えると共 に水栓,分電盤等に表示をする。

※施工業者⇒広島県⇒各市町への引き渡し等の文言を以下の通り定義している。 施工業者⇒ (引渡し)⇒広島県⇒ (引渡し)⇒各市町

引渡し関係図書

管理市町	地区名			 所在	E地
000	000			00	00
提	出図書	作成者	保県	管者 市町	サイズ
1 鍵引渡し書 別紙-10		施工業者	原本	写し	A4ファイルに製本
2 応急仮設住宅現地引渡	しシート 別紙-11	施工業者	1部	1部	全てA4
3 物件検査調書別紙-8 (完成検査チェック表別紙-4を添付)	県	1部	1 部	A4ファイルに製本
4 竣工図書リスト 別紙-	-12	施工業者	原本	写し	全てA4
5 工事竣工図書(製作した	たものの焼図)				
⑨ 仕上げ表⑩ 設備(電気・給排水⑪ 設備(電気・給排水⑫ 使用材料一覧(界壁	を兼ねたもの) 等を含む) (矩計図等) 吊戸棚,ユニットハ・ス,換気扇等) ・ガス)各戸平面図 ・雨水・ガス)屋外平面図	施工業者	1 部	1 部	A 4 ファイルに製本 〈ファイル共通事項 〉 ・地区名 ・施工業者名
6 その他 ① 工事写真(別添 参: ア 着工・中間・完成 イ 見隠れ部となる界	時の全景	施工業者	1 部	1 部	
② 各種試験等報告書		施工業者		1部	A4ファイルに製本
③ 設備機器等取扱説明	<u></u>	施工業者		1部	
④ 各種申請書(電力,_	上下水申請,その他)	施工業者		1部	
⑤ 協議記録 施工業者独自で市, z	K道及び消防等と協議した記録	施工業者		1 部	
7 電子データ ① 上記5の工事竣工図 ② 上記6(1)の工事写真 意形式)	書(PDF 形式) (JPEG 形式)及びアルバム(任	施工業者	1枚	1枚	CD-ROM

注:必要に応じて加除する。

鍵引渡し書

市町	地区名	所在地

	住戸番号	玄関鍵番号	メーカー名	本数		住戸番号	玄関鍵番号	メーカー名	本数
				(0本)					(0本)
1	号室				16	号室			
2	号室				17	号室			
3	号室				18	号室			
4	号室				19	号室			
5	号室				20	号室			
6	号室				21	号室			
7	号室				22	号室			
8	号室				23	号室			
9	号室				24	号室			
10	号室				25	号室			
11	号室				26	号室			
12	号室				27	号室			
13	号室				28	号室			
14	号室				29	号室			
15	号室				30	号室			

共用部の鍵

集会所(玄関)	(O本)	倉庫 (入口)	(0本)

工具等

1	マンホール蓋開け(1 組)	2	

※本数を記載すること。その他,設備機器等に関する鍵がある場合には,追記すること。

上記の鍵を引渡し, 受領しました。

年 月 日

受領者 (市町担当者)

印

引渡者 (県担当者)

印

年 月 日

受領者 (県担当者)

印

引渡者 (施工業者責任者)

印

応急仮設住宅現地引渡しシート

年 月 日

地区名	県担当者	TEL
所在地	市町部署	
	担当者名	TEL
建設戸数	施工業者名	
	現場代理人名	TEL

完成日	構造	棟 数	戸数	備考
	・連棟式			
	・二戸一			

	 業種		担当者名	連絡先
	建築関係			,
緊急連絡先	 電気関係			
(土・日・祝日又は 日中・夜間で異なる	 水道関係			
場合は全て記載す	 ガス関係			
ること)				
	電気	· 可能 · 不可	使用可能予定日	年 月 日
		(該当に〇)	それまでの対応	
	電話	· 可能 · 不可	接続完了予定日	年 月 日
		(該当に〇)	それまでの対応	
引渡し時点の	生活排水接続	· 完了 · 未完	接続完了予定日	年 月 日
インフラ供給		(該当に〇)	それまでの対応	
可能日	水道	· 可能 · 不可	給水可能予定日	年 月 日
	(受水槽)	(該当に○)	それまでの対応	
	汚水	· 可能 · 不可	接続可能予定日	年 月 日
	(浄化槽)	(該当に〇)	それまでの対応	
その他特記事				
項				

[※]引渡し単位毎に作成する。

뎄	紙	 12
וית	1/1/17	ı∠

年 月 日

竣工図書リスト

施工業者名

住 所

代 表 者

印

件名・戸数	 戸
工事場所	

標記工事に関する竣工図書は、別紙「引渡し関係図書」のとおりです。

別紙-13

打合せ事項記録票

			件名		
ブロック名					
日時	年	月	目()	打合場所	
打合者					

工事記録

(業務打合せ記録・工事指示書)

受託者名		現場	現場
		代理人	代理人
年月日			
工事名			
項目			
添付図面			
I			

この記録には、細則に定められた工事経過について、重要事項をその都度記入する。

打合せ事項については、必要に応じて現場代理人の承認をとるものとする。

年 月 日

施工業者 様

衛生設備の完成検査について(依頼)

完成検査(手直し確認検査で通水試験を行う場合を含む)を効率よく行うため、次の事項について完成検査実施時の対応をお願いします。

1 完成検査の前に配管通水の上、配管及び器具の漏水について請負者自ら事前検査を実施すること。

特に台所流しトラップ上部接続部からの漏水 (流しメーカー施工),及びロータンク 内部金物調整の鎖の長さ調整(ユニットバスメーカー施工)について,確実に行うこと。

- 2 完成検査の実施時には、台所シンク内、手洗い器、ユニットバスには全て水を充水すること。但し、供給管断水の場合にはこの限りでない。
- 3 完成検査の実施時には、メーターボックスのふた及び建物第一桝のふたは開けておくこと。

別紙-16

応急仮設住宅建設工事写真撮影要領

- 1 撮影計画
 - 工事請負者は、工事の内容及び撮影の目的を理解している撮影記録員を定める。
- 2 撮影対象,内容及び枚数 撮影する対象,内容及び箇所は(別紙)を標準とするが現場の状況に応じて撮影する。
- 3 撮影方法
- (1) 写真は時期を失しないように、かつ、撮影内容が明確に確認できるよう撮影する。
- (2) 境界及び棟間隔等,寸法の確認が必要なときは,添尺等を付ける。なお,撮影時には【図-1】を標準とする写真撮影黒板を添えることとする。

4 写真の点検,整理等

- (1) 写真は、対象に応じ共通事項と棟別事項等別に分類して整理する。
- (2) 写真は、全てアルバムに整理し、表紙は「」のほか、地区名、工期、請負者名、現場代理人名を明記する。アルバムは【図-2】を標準とする。
- (3) 写真は、デジタルカメラ撮影とし、撮影内容が明確に確認できるようカラープリントしたものをアルバムに使用する。

参考基準(総画素数80万画素以上,記録画素数 640×480 以上,ファイル形式JPEG,圧縮率 1/1>圧縮率≧1/10 程度)

- (4) 撮影内容の確認が写真に説明等を添える事が有効な場合は、アルバムの余白に説明を添える。
- (5) 写真プリントアウトは、カラーのサービスサイズとする。

5 提出時期及び提出部数

- (1) 県、市担当者及び検査員が提示を求めたときは、速やかにこれに応じる。
- (2) 工事完成後、2部を提出する。
- (3) 写真 (jpeg), アルバム (任意形式) に係る電子データをCD-ROM等別途保存できる状態にし, アルバムと共に2部を提出する。

【図-1】 写真撮影用黒板(各メーカーの仕様でも可)

地区名	i i i	青負者		
撮影年月日	相	東番号		
撮影場所				
撮影内容				
			4	 5 0
撮影者				
	6 0	0		

【図-2】 アルバムの表紙等(A4サイズ)

地区名

工事

表 紙

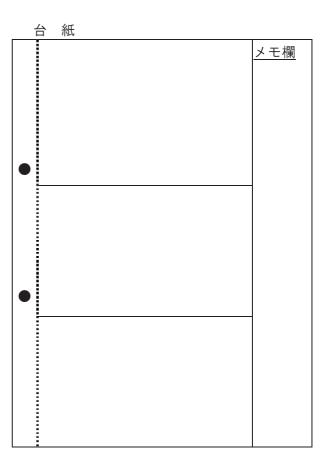
	工事写真 (No.)
	年度	
•	工事写真	
	地区名	
	工事名	-
•	工期	
	請負者	
	工事監理者	.

● T事施工前·竣工写真

<u>年月日</u>工事概要

<u>年月日</u>工事概要

<u>年月日</u>工事概要



(別紙)

応急仮設住宅建設工事写真撮影箇所(案)

		撮影対象	頻度	確認内容						
	1 縄	張り	各棟全景	縄張り状況						
	2 基	 礎	各棟1箇所程度	松杭打設状況,FL の確認						
	3 鉄	骨建方	同上	建て方終了時の全景,ブレースの確認						
	4 屋	根防水	同上 ※	下地材,屋根葺材の固定状況						
建築	5 木	工事	同上 ※	床組下地材の割り付状況。設備,器具取付け用下地 補強等の状況						
	6 壁	下地	同上 ※	断熱材の施工状況,器具取付け用下地補強等の状況						
	7 建	具, 仕上げ	各棟全景	建具有無,仕上げ状況						
	8 屋	外附帯	各棟全景							
	1 給	水設備	各棟1箇所程度 ※	配管·保温,器具取付状況。屋外本管分岐,配管 埋設状況						
機	2 排	水設備	同上 ※	配管,器具取付状況。屋外配管,桝接続状況						
械設	3 給	湯設備	同上 ※	配管:保温,熱源取付状況						
備	4 換	気扇	同上 ※	ダクト配管,機器全系統						
	電灯影	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	各棟1箇所程度※	幹線, 住戸内の配線状況。配線器具及び照明器具の 設置状況						
電	T\/ ++	施工の確認	同上 ※	幹線,住戸内の配線状況						
気設備	TV 共 聴 設 備	受信位置の確 定	同上 ※	敷地状況(宅盤のレベル差)により数箇所行う						
	住宅用	火災警報器	同上	設置状況						
その	舗装		同上 ※	路盤						
他										

[※] 撮影箇所は、現地で施工する部分で、仕上げなどで隠蔽される代表的な施工事例とする。

(別紙)工程スケジュール表

).) \ht	-	区 分	-/\	, ,	/ ユール表 							也諸元									
県コード	市町コード	地区コード	Ⅱ図 コード	着手時期	整理番号	要請市町	地域	市町名	所在地 地番まで)	団地名とは違う)	団地名称	所有者	地区数確認	m2 敷地面積	合計	1(D)K 《坪型)	2(D)K 《坪型)	3K (2 坪型)	グループホーム型	集会所数	談話室数	駐車場合)
																						<u> </u>
																						l
		<u></u>																				
															<u></u>							<u> </u>
		<u></u>				<u> </u>								<u></u>	<u></u>							ļ
																						L
																		······				<u>.</u>
																	J					
			ļ	,																		
																						<u> </u>
																						ļ
																						<u></u>
																						·····
			\$		J												J					
		<u></u>			ļ	<u> </u>									ļ <u></u>							ļ
				\$																		50 mm m m m m m m
															<u> </u>							l
<u></u>	<u></u>	<u></u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>									<u> </u>							
	ļ	<u></u>	ļ		ļ	ļ <u>.</u>									l	ļ <u>.</u>						
			L														J					
			\$1111111111111111111111111111111111111																			
															<u> </u>							
	<u> </u>					<u> </u>									 							30 MIN III MIN III II I
		<u></u>													<u></u>							
<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	l	<u> </u>				l	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	l				

	ライ・	フライン	,		1	工事	事情報					監理状況									
×:時間要 電気	ガス	上水道	下水道	公道掘削許可等	((((((((((((((契約業者	現場担当者	連絡先 ()	工事監理担当班	現地調査日	公表日	図面承認日	着手日	:有○ 造成の有無	地縄検査日 最終)	中間確認日①	完成検査日	県への引渡し日	市町への引渡し日	入居開始予定日	備考 (要請 市町)
					М																
																ļ. 					
			\$	3					\$				\$0000000000			\$1,000				300000000000000000000000000000000000000	
	commonmus.															ļ					
	Ç manınınını			\$100.000.000									,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			}					
																ļ					
			\$	\$0000000000000000000000000000000000000									\$1.01 1.000.01 1.0			\$1 1111 111111111				3	
																ļ. .					
																· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	(11111111111111111111111111111111111111															\$1.000					
																ļ					
	¢															ļ					
																ļ					
	<u> </u>			<u></u>					<u> </u>							ļ					
	<u> </u>			<u> </u>					<u> </u>							ļ. <u></u> .			<u></u>		
				<u> </u>					<u> </u>				L			ļ					
				<u> </u>					<u> </u>				L		ļ	ļ. .					
	!	ł		<u> </u>												ļ					
	!······			······································					·							b					
				<u> </u>									ļ			ļ					
	ļ			ļ					ļ				ļ			ļ					
				<u></u>									ļ			ļ					
	ļ			<u> </u>					ļ				ļ			<u> </u>					
				<u></u>												ļ					

広島県応急仮設住宅建設マニュアル

平成 25 (2013) 年 1 月策定

令和 5 (2023) 年2月改正

広島県 (健康危機管理課·住宅課)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-513-4164 (ダイヤルイン)

FAX 082-223-3551

E-mail dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp